

## 養父市緊急テレワーク導入支援助成金交付要綱

令和3年7月12日

告示第70号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内事業者が新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策及び時間外労働の制限その他労働時間等の設定の改善のため、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを行うことに必要なテレワーク用通信機器の導入及び運用並びに就業規則、労使協定等の作成、変更等の実施に要した経費を支援し、もって、市内事業者の感染症対策及び働き方改革の推進を図ることを目的に養父市緊急テレワーク導入支援助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 市内に主たる事業所(本社、支店等をいう。)を有し、又は設けようとする事業者であること。
- (2) 厚生労働省所管の人材確保等支援助成金(テレワークコース 機器等導入助成)を活用する事業者であること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。

(助成金の交付等)

第3条 市長は、第1条に規定する目的の達成に資するため、助成対象者が行う事業(以下「助成事業」という。)に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

2 助成金の額は、国助成金の助成対象経費に4分の1を乗じて得た額以内の額とし、500千円を上限とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、養父市緊急テレワーク導入支援助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 国助成金の支給決定通知書の写し
- (2) 国助成金に係る提出書類の写し

- (3) 市税等の滞納がない証明書
- (4) 前3号のほか、市長が必要と認める書類  
(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、養父市緊急テレワーク導入支援助成金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に助成金の額を通知するものとする。

- 2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。  
(助成金の請求及び交付)

第6条 助成事業者は、前条の通知を受けたときは、養父市緊急テレワーク導入支援助成金請求書（様式第3号）により助成金の請求をすることができる。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、助成金を交付するものとする。  
(交付決定の取消し及び返還)

第7条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 国助成金の支給決定を取り消す旨の通知を受けたとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

- 2 市長は、前項の取消しの決定を行った場合において、当該取消しに係る部分の額に相当する助成金が既に交付されているときは、養父市緊急テレワーク導入支援助成金返還命令通知書（様式第4号）により当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。  
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに取得した権利及び返還の規定は、その行為が終わるまで、なおその効力を有す

る。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

養父市長 様

住 所

事業所名

代表者名

電話番号 ( ) -

養父市緊急テレワーク導入支援助成金交付申請書

養父市緊急テレワーク導入支援助成金の交付を受けたいので、養父市緊急テレワーク導入支援助成金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 助成金申請額 円
  
- 2 添付書類
  - (1) 国助成金の支給決定通知書の写し
  - (2) 国助成金に係る提出書類の写し
  - (3) 市税等の滞納がない証明書
  - (4) 前3号のほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

養父市長



養父市緊急テレワーク導入支援助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった養父市緊急テレワーク導入支援助成金については、養父市緊急テレワーク導入支援助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 助成金交付決定額 円
- 2 交付条件

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

養父市長 様

住 所  
事業所名  
代表者名  
電話番号 ( ) -

養父市緊急テレワーク導入支援助成金請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定された  
養父市緊急テレワーク導入支援助成金について、養父市緊急テレワーク導入支  
援助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
口座名義人	

様式第4号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

養父市長



養父市緊急テレワーク導入支援助成金返還命令通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した養父市緊急  
テレワーク導入支援助成金の助成対象事業に係る交付額については、養父市緊  
急テレワーク導入支援助成金交付要綱第7条第2項の規定により、金  
円の返還を命ずる。